# フロン類 回収業者

# 登録の手引き

(自動車リサイクル法)

新潟市廃棄物対策課 令和3年1月

# 目 次

はじ	めに		1
1	使用済	自動車とは	1
2	フロン	領回収業者の登録が必要な方	1
3	登録要	<u></u>	1
4	登録•]	更新の手続き	2
5	フロン	類登録後の責務	3
6	変更・)	廃業の手続き 5	5
7	廃棄物	処理基準について	3
8	登録後	の事務について	3
9	申請・	目談窓口	3

(巻末)

様式集・記載例

#### はじめに

新潟市内の事業所において、引取業者から使用済自動車を引き取り、使用済自動車に搭載されているエアーコンディショナーからフロン類の回収を行う事業者は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、フロン類回収業者として新潟市長の登録を受けることが必要です。

フロン類回収業者は、フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す役割を担っています。

この手引きでは、新潟市におけるフロン類回収業者の登録の手続き等についてご案内しています。

#### 1 使用済自動車とは

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。 法の対象となる自動車は、次に掲げるものを除く全ての自動車です。

#### <対象外となる自動車>

- ・被けん引車
- ・二輪車(原動機付自転車、側車付のものを含む)
- · 大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装 甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、 無人搬送車)

#### 2 フロン類回収業者の登録が必要な方

新潟市内の事業所において、引取業者から使用済自動車を引き取り、使用済自動車に搭載されているエアーコンディショナーからフロン類の回収を行う事業者は、フロン類回収業者として新潟市長の登録を受けることが必要です。(新潟市外の事業所においては新潟県知事の登録を受けることが必要です。)

複数の事業所を有する場合は、事業者ごとの登録となりますが、登録はフロン類回収業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の登録を受けなければなりません。

#### 3 登録要件

フロン類回収業の登録を受けるには、次の基準を満たす必要があります。

#### (1)フロン類回収設備

使用済自動車の引取りにあたっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。また、申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応するものであること。

#### (2) 欠格要件

法第56条第1項各号の欠格要件(\*)に該当していないこと。

(※) 欠格要件については巻末の誓約書を参照してください。

#### 4 登録・更新の手続き

#### (1)申請に必要な書類等

	必要書類等	注意事項
申請書	フロン類回収業者登録(登録の更新) 申請書	様式第三
	誓約書	法第56条第1項各号のいずれに も該当しないことを誓約する書類
	個人の場合 住民票(本籍の記載があるもの、外 国人は国籍等の記載のあるもの)	
添	法人の場合 登記事項証明書(商業登記法に係る もの)	更新申請の場合は、履歴事項全部 証明書
付	申請者が未成年者である場合は、そ の法定代理人の住民票(本籍の記載	法定代理人が個人の場合は、住民 票
書	があるもの、外国人は国籍等の記載のあるもの)又は登記事項証明書(商	法定代理人が法人の場合は、登記 事項証明書
<b>類</b>	業登記法に係るもの) フロン類回収設備の所有権又は使用権原を有することを証する書類 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 更新申請の場合は、現行の登録通知書の写し	購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等 仕様書、パンフレット等
手数料	5,000円	申請時に納付書を発行しますの で、金融機関でお振込みください

- (注) 住民票、登記事項証明書等の公的な書類は、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの を添付してください。
- (注2) この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

#### (2)提出部数

1部 ※控えが必要な場合は更に必要な部数を提出してください。

#### (3)提出先

新潟市廃棄物対策課(電話:025-226-1411)

新潟市中央区学校町通一番町602番地1(市役所本庁舎2階)

#### (4) その他留意事項

- ○原則として郵送での申請は受け付けておりません。事前に提出日時等を連絡・調整 の上、申請書等を持参してください。
- ○登録通知書の郵送を希望する場合は、返信用封筒を持参してください。
- ○登録有効期間は**5年**です。更新申請は**有効期間満了日のおおむね2ヶ月前から**受け 付けています。
- ○法に基づく他の申請や届出を同時に行う場合においては、重複する添付書類については、いずれか一つに添付することで、他の書類への添付を省略できます。
- ○様式は本手引きの巻末に添付されているほか、電子ファイルは新潟市ホームページ

(http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai\_home/car/index.html) からダウンロードできます。

#### 5 フロン類回収業登録後の責務

#### (1) 引取義務

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由(以下参照)がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなければなりません。(法第11条)

#### <正当な理由>

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合 (例えば、事業所が地震・風水害により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合 など)
- ② 使用済自動車に異物が混入している場合 (例えば、他のゴミが詰められている場合など)
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合 (例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち 込まれることで、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合など)
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合 (例えば、引取り側の合意(条件交渉)なく一方的に使用済自動車がおいていかれ てしまう場合など)
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するも のである場合

(例えば、盗難車と知りながらの引取り、高圧ガス保安法違反になる場合など。なお、法令には、自動車リサイクル法も含まれる。)

#### (2) フロン類の回収義務、回収したフロン類の引渡義務

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、 自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等に引き渡さ なければなりません。(法第12条、第13条、第22条)

#### <フロン類回収基準>

① 使用済自動車の冷媒回収口における圧力の値が、一定時間が経過した後、下表の 左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引 すること。

フロン類の充てん量	圧力
2 kg未満	0. 1MPa
2 kg以上	0.09MPa

② フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者 (\*\*) が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

#### (※)「十分な知見を有する者」とは

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアーコンディショナー整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

#### <フロン類運搬基準>

- ① 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
- ② フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱いをしないこと。

#### (3) 引渡義務

フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡さなければなりません。(法 第14条)

#### (4)報告義務

使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから**3日以内**に、電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター)に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。

また、毎年度終了後1ヶ月以内に、事業所ごとに、フロン類の再利用量等の項目(以下参照)を、情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター)に報告しなければなりません。(法第81条第3~6項)

#### <毎年度、事業所ごとに定期報告が必要な項目>

- ① 年度内に自動車製造業者又は指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター)に引き渡したフロン類の種類(CFC・HFC)ごとの量
- ② 年度内に再利用をしたフロン類の種類 (CFC・HFC) ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- ③ 年度終了の日において保管していたフロン類の種類(CFC・HFC)ごとの量

#### (5) 廃棄物処理基準に従う義務(「7 廃棄物処理基準について」を参照)

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の収集運搬業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。(法第122条第7項)

#### / 注音車佰>

他者に使用済自動車の運搬を委託する場合、廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の収集・運搬業(積む場所、降ろす場所それぞれを所管している行政の許可が必要)の許可を有するものに委託する必要があります。この際、廃棄物処理法上のマニフェストの交付は不要ですが、産業廃棄物である使用済自動車の場合は、委託契約が必要になります。この委託契約の締結は、廃棄物処理法施行令第6条の2(委託基準)及び同施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書面)並びに同8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項)の定めに従って行う必要があります。また、この契約書は契約の終了の日から5年間保存しておく必要があります。

#### (6)標識の掲示義務

フロン類回収業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類(CFC・HFC)、登録番号を記載した標識(縦・横各20cm以上)を掲げなければなりません。(法第59条)(※登録通知書を掲示することで対応することも可能です。)

### 6 変更・廃業の手続き

#### (1) 手続きに必要な書類等

#### ①変更の届出

次に掲げる事項に変更があったときは、その日から**30日以内**に、その旨を届け出なければなりません。

	必要書類等        注意事項				
届占	出書	フロン類回収業者変更届出書		様式第四	
		誓約書		法第56条第1項各号の	
				いずれにも該当しないこ	
				とを誓約する書類	
		現行の登録通知書の写	<b>まし</b>		
添		個人の場合	住民票(本籍の記載があ		
付	変	個人の氏名及び住所	るもの、外国人は国籍等		
書	更		の記載のあるもの)		
_		法人の場合	履歴事項全部証明書		
類	の	法人の名称及び住所	(商業登記法に係るも		
	あ		<b>の</b> )		
	っ	法人の場合	同上		
	t <sub>=</sub>	法人の役員 (※)			
	ŧ	法定代理人	住民票(本籍の記載が	法定代理人が個人の場合	
	_		あるもの、外国人は国	は、住民票	
	の		籍等の記載のあるも	法定代理人が法人の場合	
			の)又は登記事項証明	は、登記事項証明書	
			書(商業登記法に係る		
			もの)		
		事業所の名称及び所			
		在地			
		回収しようとするフ	フロン類回収設備の所	購入契約書、納品書、領	
		ロン類の種類、フロ	有権又は使用権原を有	収書、購入証明書、借用	
		ン類回収装置の種	することを証する書類	契約書等	
		類・能力・数		(※フロン類回収装置の	
				能力又は数の変更であっ	
				て、回収しようとするフ	
				ロン類の種類を変更しな	
				い場合、届出は必要あり	
				ません。)	

- (注)住民票、登記事項証明書等の公的な書類は、**届出日前3ヶ月以内に発行されたもの** を添付してください。
- (注2) この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

#### (※)役員とは

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

#### ②廃業の届出

	必要書類等		
届出書	フロン類回収業に係る廃業等届		
添付書類	フロン類回収業者登録通知書	原本	

#### (2)提出部数

1部 ※控えが必要な場合は更に必要部数を提出してください。

#### (3) 提出先

新潟市廃棄物対策課(電話:025-226-1411) 新潟市中央区学校町通一番町602番地1(市役所本庁舎2階)

#### (4) その他留意事項

- ○郵送可。控えが必要な場合は、返信用の封筒を同封してください。
- ○法に基づく他の申請や届出を同時に行う場合においては、重複する添付書類については、いずれか一つに添付することで、他の書類への添付を省略できます。
- ○様式は本手引きの巻末に添付されているほか、電子ファイルは新潟市ホームページ (http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai\_home/car/index.html) から ダウンロードできます。

#### 7 廃棄物処理基準について

使用済自動車はその価値の有無にかかわらず廃棄物処理法に基づく廃棄物として扱われます。したがって、法で定める基準のほか、収集運搬や保管等については廃棄物処理 法に基づく基準に従い、使用済自動車を取扱わなければなりません。

#### (1) 収集運搬の基準

収集又は運搬をする場合は、次のことを守らなければなりません。

- ①使用済自動車(以下「廃棄物」という。)の収集又は運搬は、次によること。
- イ 廃棄物の収集又は運搬は、廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ロ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ②廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を 生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ③運搬車等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないも のであること。
- ④廃棄物の積替えを行う場合は、次によること。
- イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、廃棄物の積替え場所であることが表示されている場所で行うこと。
- ロ 積替えの場所から廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し並びに悪臭が発散 しないようにすること。
- ハ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないようにすること。
- ⑤廃棄物の保管は、廃棄物の積替え(以下の基準に適合する場合に限る。)を行う場合を除き、行ってはならない。
- イ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ロ 搬入された廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超える ものでないこと。

ハ 搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

#### (2) 保管の基準

廃棄物を保管する場合は、次のことを守らなければなりません。

- ①保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- イ 周囲に囲い(保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合は、 当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
- ロ 見やすい場所に廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他廃棄物の 保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

#### (掲示板の記載例)

60 cm 以上

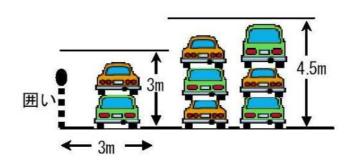
名称及び廃棄物の種類	使用済自動車保管場所		
<b>毎理老の氏</b> 夕	□□自動車(株)		
管理者の氏名	00課 00 00		
■ 又は名称及び連絡先 ■	電話 000-000-000		
積み上げの高さ	最大OOm		
保管量の上限	最大〇〇台		

(掲示板の記載事項)

- ・保管の場所である旨
- ・廃棄物の種類 使用済 自動車等である旨
- ·保管場所の管理者の氏 名又は名称及び連絡先
- ・積み上げることができる高さ並びに保管上限 (屋外保管の場合のみ)

60 cm以上

- ②保管の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次のとおり措置を講ずること。
- イ 廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ロ 屋外において廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた廃棄物 の高さが次の高さを超えないようにすること。
  - 格納施設を用いないで使用済自動車のうち圧縮していないものを保管する場合



- 使用済自動車等を格納するための施設(保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を利用して保管する場合は、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ
- ③保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう

にすること。

#### 8 登録後の事務について

使用済自動車を引き取る場合には、市長等の登録に加え、パソコン等を用いた電子マニフェストによる引取・引渡報告等を行うための、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターで登録業務を行っていますので、 連絡のうえ必要な手続きを行ってください。

自動車リサイクルシステム事業者登録情報センター 電話 050-3786-8822

#### 9 申請・相談窓口

新潟市内の事業所においては新潟市長の登録が必要です。

	窓口	電話(FAX)	所管地域
新潟市 廃棄物対策課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 一番町602番地1(市役 所本庁舎2階)	025-226-1411 (025-222-7032)	新潟市

【参考】新潟県知事の登録に関する申請・届出等については、申請者の住所地を所管する次の環境センター等へ提出してください。

Z	Z []	電話 (FAX)	所管地域
新発田地域振興局	〒957-8511	0254-26-9139	新発田市、村上市、阿賀野
健康福祉環境部	新発田市豊町3-3-2	(0254-26-6800)	市、胎内市、北蒲原郡、岩
環境センター			船郡、五泉市、東蒲原郡
三条地域振興局	〒955-0046	0256-36-2234	三条市、加茂市、燕市、西
健康福祉環境部	三条市興野1-13-45	(0256-36-2235)	蒲原郡、南蒲原郡
環境センター			
長岡地域振興局	〒940-0865	0258-38-2532	長岡市、柏崎市、小千谷市、
健康福祉環境部	長岡市四郎丸町字沖	(0258-38-2671)	見附市、三島郡、刈羽郡
環境センター	田173-2		
南魚沼地域振興局	〒949−6623	025-772-8154	十日町市、魚沼市、南魚沼
健康福祉環境部	南魚沼市六日町620-	(025-772-2190)	市、南魚沼郡、中魚沼郡
環境センター	2		
上越地域振興局	〒943−0807	025-524-4237	上越市、糸魚川市、妙高市
健康福祉環境部	上越市春日山町3-8-	(025-524-6998)	
環境センター	34		
佐渡地域振興局	〒952-1555	0259-74-3428	佐渡市
健康福祉環境部	佐渡市相川二町目浜	(0259-74-4563)	
環境センター	町20-1		
県庁	〒950-8570	025-280-5160	県外、新潟市
廃棄物対策課	新潟市中央区新光町	(025-280-5740)	
	4–1		

(注) 申請者の住所地が県外や新潟市で、事業所の所在地が新潟県内(新潟市を除く。) の事業所の場合

様式集•記載例

登録

フロン類回収業者

申請書

登録の更新

※登録番号			
※登録年月日	年	月	日
	年	月	日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) -住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 - -

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添 えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役」	と員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人であ				
る	る場合に記入すること。)				
		(ふりがな) 氏 名	役職名		
法法	定代理人の	氏名及び住所(未成年者でお	っり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記		
入	すること。)				
	(ふりがな) 氏 名				
	<b>分</b> 京	(郵便番号) -			
	住所		電話番号		

	法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理 人が法人である場合に記入すること。)				
	名 称				
	(ふりがな)				
	代表者				
	の氏名	(3,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5,5			
		(郵便番号)	_		
	住 所				
			電	話番号	
法是	定代理人の	受員の氏名 (業	務を執行する社員、取締	役、執行役又	(はこれらに準ずる者。 未成年者で
			法人である場合に記入っ		1.5
<i>\( \( \) \)</i>	, ,, -, -,			, 3 0 /	
		(ふりが			役職名
		Д.	<b>伯</b>		
事	事業所の名称及び所在地				
<b>ユ</b> ・ノ	4 219/21 · F114/2 · 1/21 IIII				
	名				
		(			
		(郵便番号)	_		
	所在地				
			電	話番号	
口	収しようと	するフロン	類の種類		
	CFC	Í			
	HFC	+			
フ					
	フロン類回収設備の種類、能力及び台数				_L_
	設備	の種類		能	<u>力</u>
			200g/min ₹	き満	200g/min 以上
	CFC用			台	台
	HFC用			台	台
		HFC兼用		台	台

#### 備考

- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) -住 所氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 - -

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変 更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要 な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### フロン類回収業に係る廃業等届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) -住 所氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 - -

下記のとおりフロン類回収業の廃止等をしたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により届け出ます。

記

	住所		
フロン類回収業 の廃止等をした フロン類回収業 者	氏 名		
	登録年月日 及び登録番号	年 月 日第 号	
廃業等年月日		年 月 日	
廃業等の理由	1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産による解散 4 法人の合併又は破産以外の理由による解散 5 その登録に係るフロン類回収業の廃止		

注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

# 誓 約 書

#### (宛先) 新潟市長

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項各 号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第56条第1項に定める欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)又はこれらの法律 に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)が前各号のいずれかに該 当するもの
- 7 法人でその役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
- (※)「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」第51条の2

精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者

# 記載例 (登録の更新の場合)

様式第三(第五十条関係)

登 録

フロン類回収業者

申請書

登録の更新

※登録番号	20592000000
※登録年月日	○○○○年○月○日
	○○○○年○○月○○日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) 950-○○○

住 所 新潟県新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添 えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)

CLUMP	(ふりがな) 氏 名	役職名
	にいがた はなこ 新潟 花子	取締役

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏 名	該当なし				
	(郵便番号)	-			
住所		電話番号	_	_	
<del></del>		- C-FF H V			

法是	定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理				
人太	人が法人である場合に記入すること。)				
	名 称	該当なし			
	(ふりがな)				
	代表者				
	の氏名				
		(郵便番号)			
	住 所		_		
			電	話番号	
			務を執行する社員、取締 法人である場合に記入っ		はこれらに準ずる者。未成年者で
	, ,, -, -,	(ふりが		, 9 1 20 ,	
	氏				役職名
事業所の名称及び所在地		及び所在地			
	名 称 〇〇株式		会社 〇〇事業所		
	(郵便悉号		950-0000		
			潟市○○区○○町○	丁目〇番〇	号
	771 12. 2				5-000-0000
回口	回収しようとするフロン類の種類				
	CFC		0		
	HFC		0		
フロ	フロン類回収設備の種類、能力及び台数				
	設備の種類			能	力
			200g/min ₹	⋛満	200g/min 以上
	CFC用			台	台
	HFC用			台	台
	CFC、HFC兼用			台	2 台

#### 備考

- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入す
- ること。 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第四 (第五十三条関係)

#### フロン類回収業者変更届出書

○○○○年○○月○○日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) 950-○○○

住
所
新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 新潟 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-000-0000

○○○年○○月○○日付け第20592000000号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	代表取締役 新潟 一郎	代表取締役 新潟 花子
変更の理由	○○○○年○○月○○日 取締役図	変更のため

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### フロン類回収業に係る廃業等届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(郵便番号) 950-○○○

住 所 新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 新潟 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-000-0000

下記のとおりフロン類回収業の廃止等をしたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により届け出ます。

記

	住所	新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号	
フロン類回収業 の廃止等をした フロン類回収業 者	氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	〇〇株式会社 〇〇事業所 代表取締役 新潟 太郎	
	登録年月日 及び登録番号	〇〇〇年〇〇月〇〇日 第20592000000号	
廃業等年月日	○○○年○○月○○日		
廃業等の理由	<ol> <li>死亡</li> <li>法人の合併による消滅</li> <li>法人の破産による解散</li> <li>法人の合併又は破産以外の理由による解散</li> <li>その登録に係るフロン類回収業の廃止</li> </ol>		

注 「廃業等の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

## 誓 約 書

(宛先) 新潟市長

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項各 号に該当しない者であることを誓約します。

#### ○○○○年○○月○○日

申請者

住 所 新潟県新潟市○○区○○町○丁目○番○号

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 新潟 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第56条第1項に定める欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 (※) 又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)又はこれらの法律 に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
- (※)「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」第51条の2

精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者